

令和8(2026)年度 栃木県農薬危害防止運動の実施について



農薬の使い方、間違っていないですか？ ラベルを指さし内容を確認！

生産者の皆様へ

1 運動の趣旨

農薬の安全かつ適正な使用及び保管管理の徹底は、農産物の安全確保及び農業生産の安定のみならず、県民の健康保護及び環境保全に極めて重要です。

そこで、農薬に対する正しい知識を広く普及し、農薬事故並びに農薬の不適正な使用及び販売を防止するため、農薬危害防止運動を実施します。

2 実施期間

令和8(2025)年6月1日～8月31日の3か月間及び11月1日～令和9(2027)年1月31日の3か月間の合計6か月間

3 実施主体

栃木県

4 重点実施事項

(1) 農薬適正使用・管理の徹底

- 農薬の使用に当たっては、ラベル等で登録農薬であることを確認した上で、使用基準(適用作物、使用時期、使用方法等)を遵守し、農薬使用後は、使用履歴を記帳しましょう。
- 「**農薬適正使用啓発チラシ**」により農薬を適正に使用しましょう。

(2) 安全・安心な農産物の生産のための取組強化

- GAP(農業生産工程管理)の実践を通し、農薬の適正使用及び農薬使用履歴の記帳を徹底しましょう。

(3) 周辺への配慮の徹底

- 住宅地等に近接する農地において農薬を散布する場合は、**周辺住民等への事前周知**及び飛散(ドリフト)防止対策を徹底しましょう。

(4) 蜜蜂の被害防止対策の強化

- 蜂場設置場所付近で農薬を散布する場合は、蜜蜂の活動の盛んな時間帯における農薬散布を避けることや、蜜蜂が暴露しにくい形態の殺虫剤を使用するなどの対策を行いましょう。

(5) 無人航空機利用における遵守事項と危害防止対策の徹底

- 無人航空機を用いた農薬散布の際は、関係法令等を遵守するとともに、**周辺住民等への事前周知**を行い、危害防止に努めましょう。